

意見書案 第7号

「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める要望
意見書の提出について

平成26年 6月19日 提出

提出者 赤井川村議会議員 中村明子

賛成者 赤井川村議会議員 藤門弘

理由 現在、日本社会で情報にアクセスすることやコミュニケーションが自由にとれることは社会生活に欠かせません。しかし、障がい者、難病の人たち、高齢者やIT機器が使えない。こうした人たちに情報を伝え、コミュニケーションをとろうとする側にも適切な福祉施策、人的支援がなければ情報の伝達やコミュニケーションは困難となり、情報のアクセス格差、コミュニケーションに格差が生じてしまいます。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも必要な配慮や手段を義務化し、実行するよう速やかに措置を講ずるよう、意見書を提出する。

原案可決

平成26年6月19日

赤井川村議会 議長 岩井英明



「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める意見書

現在、日本社会で情報にアクセスすることやコミュニケーションが自由にとれることは社会生活に欠かせません。しかし、障がい者、難病の人たち、高齢者やIT機器が使えない、持てない人たち、こうした人たちに情報を伝え、コミュニケーションをとろうとする側にも適切な福祉施策、人的支援がなければ情報の伝達やコミュニケーションは困難となり、情報のアクセス格差、コミュニケーションに格差が生じてしまいます。

こうした格差を解消し、社会全体をバリアフリー化していくためにも必要な配慮や手段を義務化し、実行することが必要です。

障がい者の場合、「障害者権利条約」で障がい者がみずから選択し、みずから決定することが基本理念としてうたわれていますが、情報にアクセスすることやコミュニケーションが保護される環境整備が望まれています。

よって、国においては、以下の事項については速やかに必要な措置を講ずるよう強く要望致します。

記

1. 障害者基本法第3条に手話が「言語」として定義されていることに基づいて障害者差別解消法や障害者に関する法律において「言語」、「コミュニケーション」、「情報」についての定義、権利規定を明記し、情報・コミュニケーションにバリアを持つ社会構成員の基本的な権利としてありゆる場面で情報・コミュニケーションを保護するための法整備を行うこと。
2. 法整備にあたって、情報・コミュニケーション施策の基本となる「情報・コミュニケーション法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 6月19日

内閣総理大臣、
総務大臣、厚生労働大臣
衆議院議長、参議院議長

宛

北海道余市郡赤井川村議会
議長 岩井英明